

大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更  
(千葉県決定)

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
航空機騒音障害防止地区	約 1.7 ha	成田国際空港
航空機騒音障害防止特別地区	約 1.6 ha	成田国際空港

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針の変更に伴い、航空機の騒音により生じる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を本案のとおり変更しようとするものである。

## 大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更理由書

成田国際空港は、今や年間約4,000万人に利用される東アジアを代表する国際拠点空港として、産業や観光振興、経済の発展において必要不可欠なインフラとなっている。

また、国においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを掲げており、観光ビジョン目標の達成、国際競争力の強化、国内各地への経済波及効果の観点から首都圏空港としての機能強化を図ることとしており、成田国際空港と東京国際空港を合わせ、航空機年間発着回数約100万回に向けた取組みを進めているところである。

このような背景の中、成田国際空港は、平成30年3月に国、県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社の四者でB滑走路の延伸、C滑走路の増設や夜間飛行制限の変更といった更なる機能強化について合意し、航空機年間発着容量50万回を担うこととなっている。

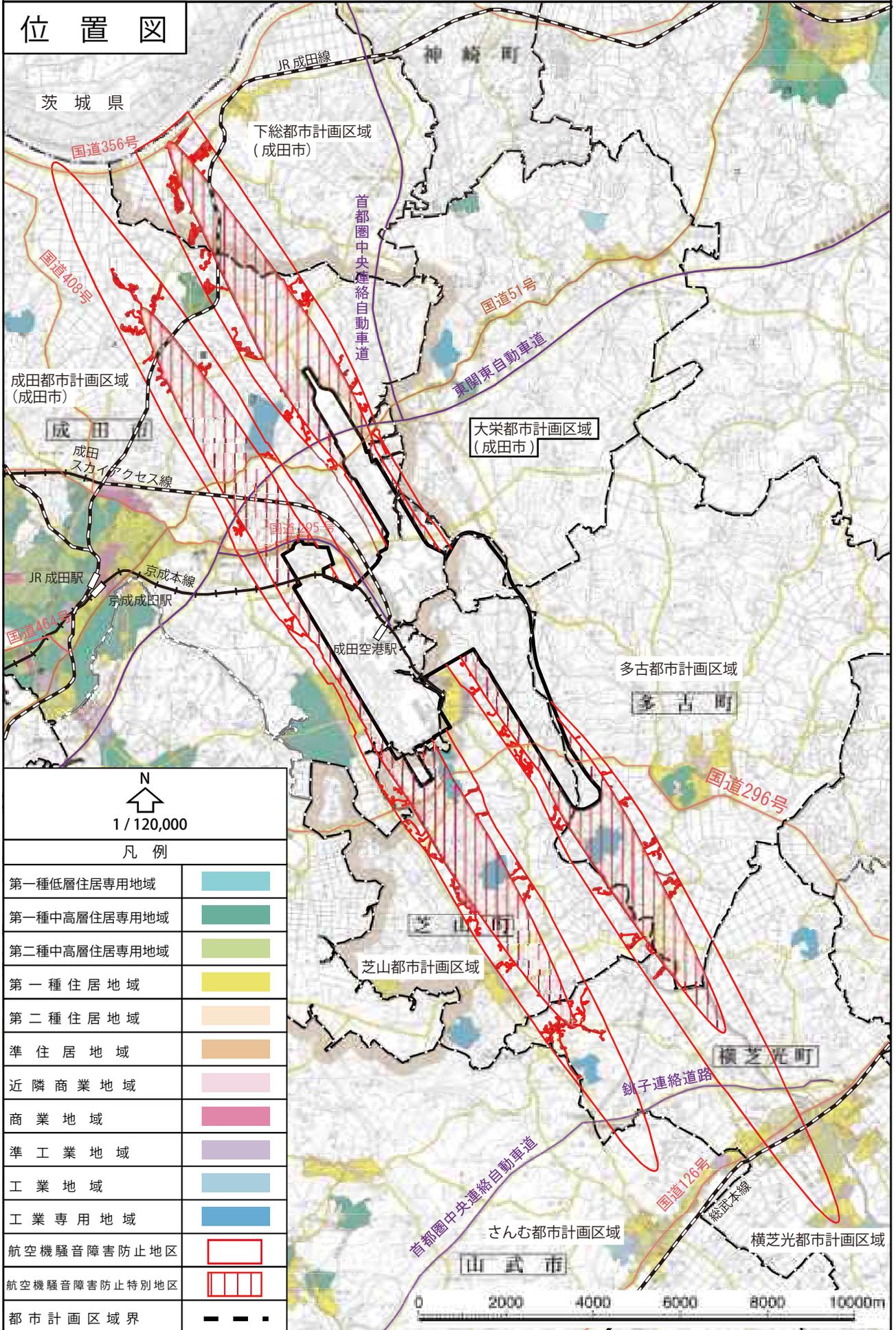
今回、更なる機能強化に伴い、成田国際空港周辺地域については、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地区が拡大することから航空機の騒音により生ずる障害を防止しあわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があるため、航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を変更するものである。

新 旧 対 照 表

種 類	面 積		備 考 (面積の増減)
	新	旧	
航空機騒音障害防止地区	約1.7ha	約1.7ha	0ha
航空機騒音障害防止特別地区	約1.6ha	約1.5ha	約0.1ha

# 大栄都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について(千葉県決定)

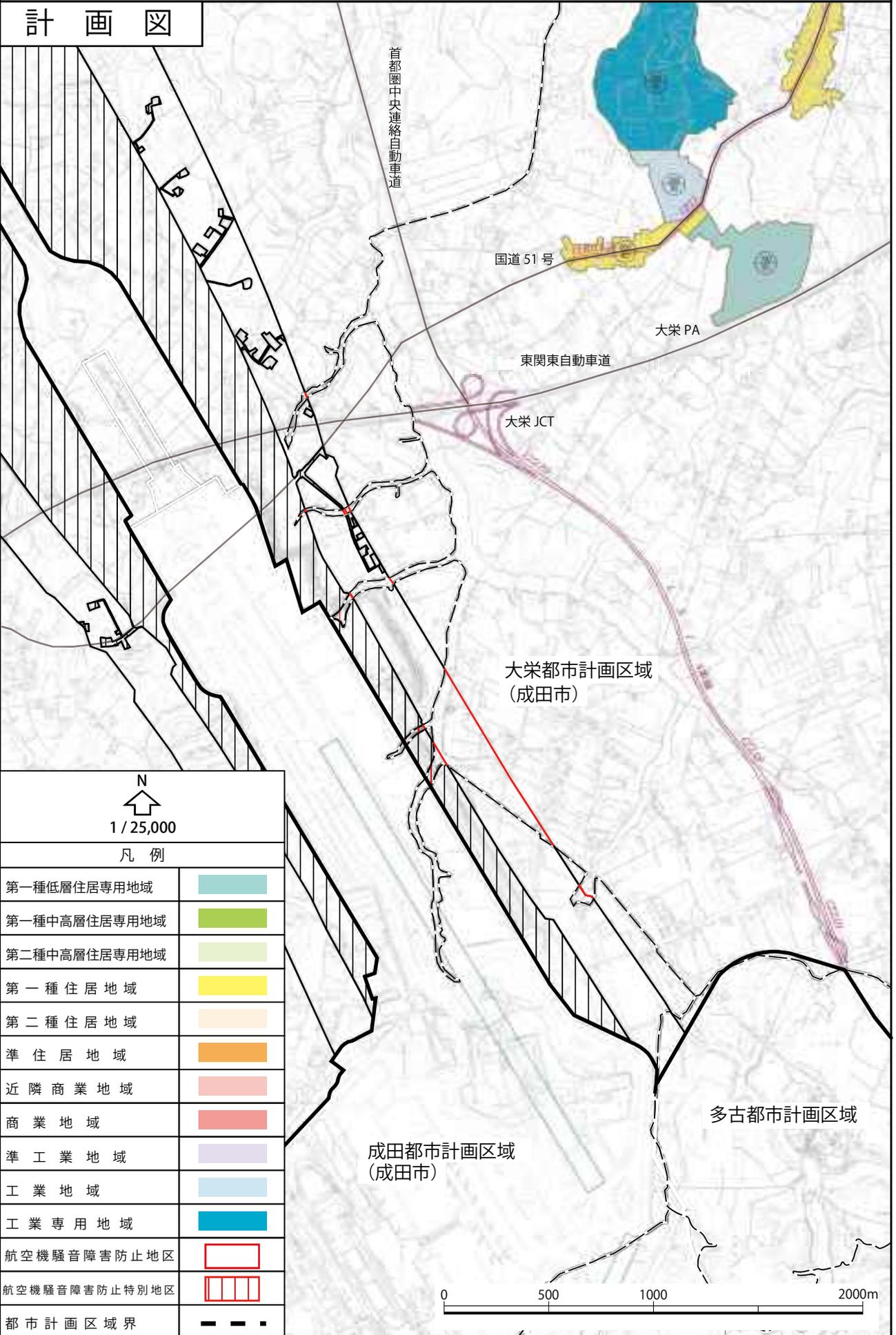
## 位置図



N  
1/120,000

凡例	
第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
航空機騒音障害防止地区	
航空機騒音障害防止特別地区	
都市計画区域界	

# 大栄都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について(千葉県決定)



# 大栄都市計画航空機騒音障害防止地区 及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更について (千葉県決定)

## 参考図

